

第3回 都市農地保全自治体フォーラム宣言

世界的食料事情の不安定要素が増大する中で、日本国民が食料を安定的に確保するためには、国内の食料供給力の強化が重要であり、そのためには、食料生産の最も基礎的な基盤である農地を確保し、最大限に有効利用することが急務になっている。中でも消費者に近い都市の農地は、安全で新鮮な農産物を生産する場としての役割に加え、環境や防災、さらには農とふれあう憩いや教育の場となるなど、都市住民の日々の暮らしにとって、なくてはならない貴重な財産となっている。

こうした中、本年、平成の農地改革といわれる農地法の改正が行われた。改正農地法では、農地が地域における貴重な資源として新たに位置付けられるなど、一定の前進が図られた。しかし残念ながら、都市農地については、今後の都市計画制度等の見直しの中で農地に係る制度の位置付けや保全・利用のあり方などを検討するとして、保全に資する制度面での見直しが先送りされている。

我々、38の基礎自治体が参加し、設立した都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地保全自治体フォーラムの開催を通じ、かけがえのない都市農地保全の意義を広く訴える。さらに、生産緑地制度および相続税納税猶予制度の維持・改善をはじめ、都市農業振興政策の充実および都市農地の保全に資する都市計画法の見直しについても、強く国に働きかけるなど、都市農地の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成21年10月20日

都市農地保全推進自治体協議会